

福島県自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金に係るQ & A

よくある質問

	質 問	回 答
A. 申請について		
1	申請受付はどこで実施しているのか。	福島県再生可能エネルギー推進センターにて受付及びお問い合わせ対応を行っております。連絡先については、HPをご確認ください。
2	申請書類はどのように提出すればよいのか。	福島県再生可能エネルギー推進センターへ郵送にて提出をお願いします。 郵送先についてはHPをご確認ください。
B. 自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金について		
1	法人（個人事業主）は補助対象になるのか。	対象外です。補助対象は個人のみです。
2	いつ設置した設備が補助対象となるのか。	補助対象設備に係る工事契約日又は補助対象設備が設置された住宅の購入契約を締結した日が令和7年5月19日以降であれば補助対象になります。
3	市町村が実施している補助事業との併用は可能か	市町村の制度上認められていれば併用可能ですので、各市町村へご確認ください。
4	増設の場合は補助対象になるのか。	対象外です。
5	一度F I Tで太陽光システムを設置しており、全て撤去後に再度太陽光を自家消費で設置する場合、補助対象になるか。	F I T認定を取得した設備を完全に撤去し、補助対象設備を全て新しく導入する場合は対象になります。設備の撤去の確認に必要な資料を求める場合がありますので、福島県再生可能エネルギー推進センターへご相談ください。
6	自家消費30%以上の要件の確認方法は。	1ヶ月分の実績に基づき計算する年間の自家消費率が記入してあるシミュレーション表をもって確認します。
7	受給契約開始日前でも、シミュレーションを実施してもよいのか。	受給開始日前に計測した数値によるシミュレーションでもかまいません。 シミュレーション表における発電・売電実績は、モニタ等に表示される発電量・売電量の実績値を入力してください。
8	なぜ月別の発電量及び売電量が表示できる機器の導入が要件になっているのか。	シミュレーションを行うに当たって必要になる、月別の発電量及び売電量の実績を確認するためです。
9	提出する受給契約確認書は設備IDが記載されていないものでもよいのか。	設備IDが記載されていない受給契約確認書でも受け付けます。

※お問い合わせの多い質問など、必要に応じてQ & Aに追加することがございます。